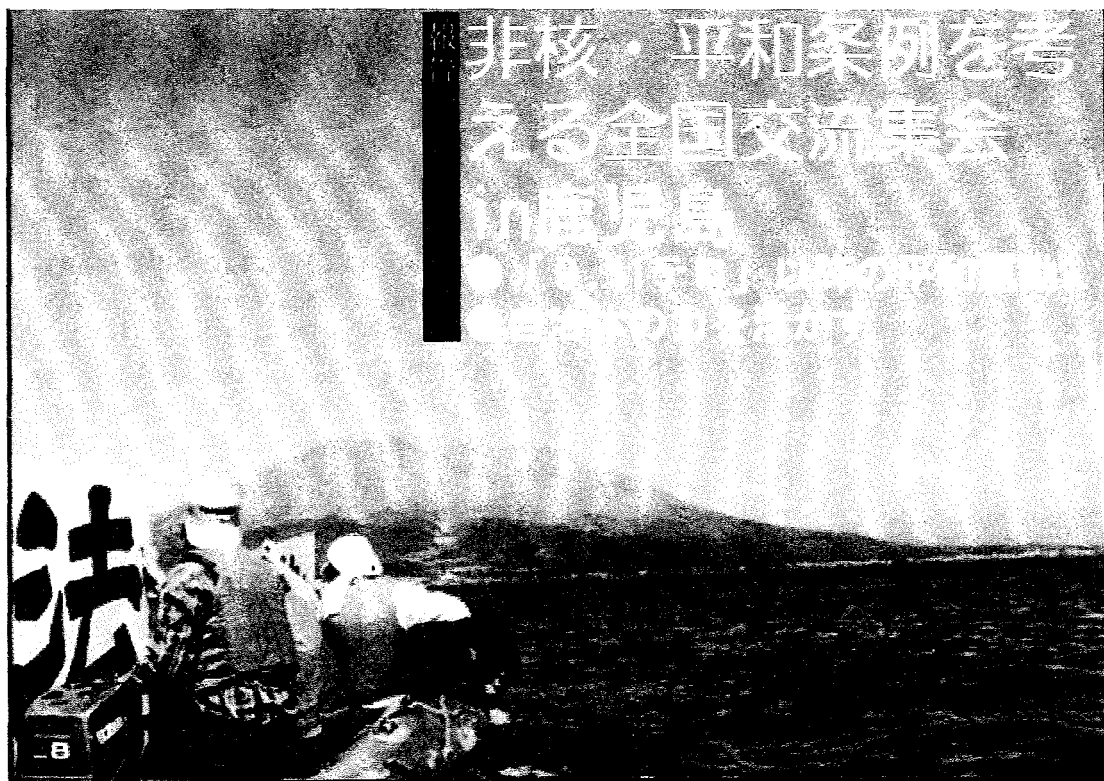


【月刊】

キャッチピース 103

通巻180号
02/7/20



錦江湾を非核の海に

始良地区平和運動センター事務局長●統 博 治

「すべての自治体に『非核・平和条例』を！」と函館で初めて全国交流集会が開かれたのが1999年10月。その年の5月、自治体や民間の持っている力を米軍の後方支援に活用することができる「周辺事態法」が成立している。全国交流集会は、2001年2月の横須賀へと引き継がれ、地域から平和を考え、非核平和条例運動の意義が確認され、2002年5月25日～26日、九州でも最も米艦船の寄港が多い、鹿児島ので「錦江湾を非核の海に—全国交流集会」が開催された。北海道、沖縄、神奈川、呉・岩国や九州各県から600名を超える参加者が鹿児島に集った。

オープニングは、いまなお残る差別の問題、貧困の問題等、多くの課題を抱えたままの来年復帰50周年を迎える奄美から、島唄の第一人者、築地俊造さんによる「奄美島唄」で幕を開けた。

非核・平和条例は 世界の非暴力化のカギ

初日全体会・基調講演では、北海道学園大学の君島東彦さんが、北海道の平和学・平和運動の歴史一周辺という矛盾を押しつけられた地域から起こってきた—をふまえながら、それが「米艦船寄港の多い函館から市民の危機意識の現れとして起こった非核・平和条例制定運動へと引き継がれている。非核・平和条例制定運動は、地域の安全を守るための運動

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額)個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額)個人1口500円 団体1口1000円
●通信会員(年額)1口3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

だけではなく、アメリカの核兵器の移動の自由を脅かすものである。日本の自治体がアメリカの核搭載艦船を自由に使えなくする、核の移動の自由を奪うことは、世界全体の非暴力民主化にとって重要なルートである。アメリカが一番おそれていることは、ニュージーランドの非核法などに見られる『非核神戸方式』が世界に広がっていくことである。」と、平和をつくる主体と方法として世界の非暴力化・民主化をめざす方向から非核・平和条例運動の意義を位置づけた。

自治体の平和力を!

つづく、横須賀の新倉さんによる特別報告は、「有事法制」をつぶす処方箋、取り組みを3つ提起。一つは自治体への働きかけ、二つに地方議会への陳情書と意見書採択、三つは有事法制への非協力宣言をする自治体労働者の支援と働きかけ。周辺事態法を個別法の枠内に押しとどめた「自治体の平和力」を、市民と行政が一体となって育てていくことが可能だと言う新倉さんの提起は、説得力と実効性を持った参加者への訴えとなった。

北海道から鹿児島まで

道畑克雄さん(非核・平和函館市民条例を実現する会)は、函館の運動では市民運動や平和団体、他の民主団体など様々団体との共闘で運動のなかで、99年の3月議会に続いて3年ぶりに「非核・平和条例」を議員提案、同じような形で進めてきた小樽市では、市民が議会に陳情し提案、96年には市民の陳情で趣旨採択されていた苫小牧市が、市民の要望を受けて市長提案という形で今年の3月議会に条例案が提案され採択されている、函館・苫小牧の非核・平和条例を巡る現状を報告。さらに、港湾から米軍機が離着陸する帯広空港利用へと広がりを見せ、全道ネットワーク結成へと向かっている。

鹿児島からは、木村朗さん(鹿児島大学法文学部・かごしま平和ネットワーク)が、鹿児島における「軍事化」の進行を突出している米艦船・米軍機の利用状況から、鹿児島は地理的に見れば、沖縄という極東最大の米軍基地からその他の米軍基地、三

沢は少し遠いが、横須賀、近いのは岩国であり佐世保、そこをつなぐ中継地点として注目・利用されているのではないかと問題提起。

また、98年10月1日の鹿児島市議会の「鹿児島港での軍事利用の禁止等非核・平和利用を要求する決議」、また98年9月29日には名瀬市議会決議で、全地域の民間空港・港湾の軍事使用に反対する「意見書」をあげ、屋久島では2000年3月に「放射性物質の持ち込みと原子力関連施設の立地拒否」という決議・条例が出ていることを紹介し、地域からの平和戦略のあり方を提起した。

翌日の分科会では、「自治体の力、条例制定運動の現状と論理、自治体の平和外交、議会決議」「平和運動のオルタナティブ、『9.11』以降の平和運動、地域の安全保障論、有事法制」の二つのテーマで、函館、佐世保、神戸、沖縄、岩国・呉、大分・日出生台から問題提起を受け、「9.11」以降「自衛隊が海外へ出ることが普通になってしまった」中での平和運動のあり方を活発に議論した。

海上デモ

分科会終了後、午後からは桜島を全景に錦江湾へ。ピースリンクの平和船団と鹿児島実行委が準備した船団が、沖合に停泊する海上自衛隊の潜水艦に迫りながら、海上ピースデモに乗り出した。

有事法制やメディア規制法案が国会の俎上にのぼったいま、これまでの非核自治体宣言運動(2001年8月525日現在で、都道府県も含めた宣言自治体数は全自治体数の78.8%にあたる2596。その内訳は、33府県、604市、21区、1540町、398村。)から、函館・小樽、苫小牧(2002.3月成立)につづく「非核平和市民条例制定運動」、自治体外交や市民による平和地帯構想(「日ロ沿岸市長会議」「北東アジア地域自治体連合」「東アジア(環黄海)都市会議」など)が求められている。

「非核・平和条例を考える全国集会 in 鹿児島」の資料集は、以下のホームページへアクセスを!

<http://www.synapse.ne.jp/~peace/>

報告集は、9月末に刊行予定。◆◆

長崎県知事 金子原二郎様

佐世保市長 光武 頭様

拝啓

八月がやってきました。原爆で一瞬のうちに奪われた多くの生命、そして今も後遺症に苦しむ人々のことを思い、平和への誓いを新たにす季節です。

この平和への誓いに泥を塗るような計画があることを知り、お手紙を差し上げます。米空母「アブラハム・リンカーン」の佐世保入港計画のことで。

新聞報道によれば、入港は8月15日の後。90年のカールビンソン以来、12年振りの原子力空母の佐世保入港になります。

またリンカーンには、巡洋艦モービルベイ、フレッチャーなど6隻程度の軍艦が随伴し「リンカーン戦闘団」としてやってきます。

知事さんと市長さんには、是が非でもこの入港に反対する意思表示をしていただきたいと思えます。

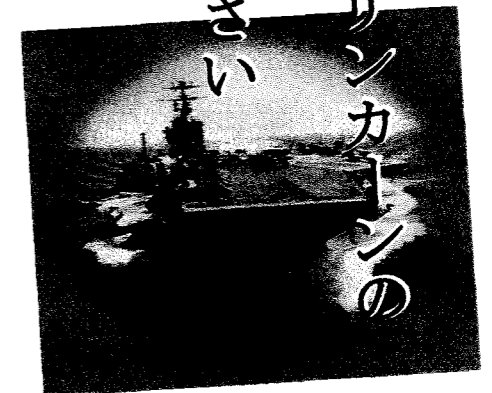
戦闘力を大幅アップされた空母

総排水量10万トン、約5500人が乗り組み、85機の艦載機を載せた「浮かぶ航空基地」の入港目的は「乗組員の休養や食料・物品などの補給」とされています。しかし、「9.11事態」後の米国の軍事的な動きと重ね合わせれば、この「補給と休養」は、かなり血なまぐさく、きな臭い様相を呈します。

米海軍のNavy News Standというウェブサイトによれば、リンカーンの今回の航海は、新型艦載機「スーパーホーネット」と、最新の索敵システム=NFN(Naval Fire Network)を配備しての初めての航海です。

“Sea Power 21”と名づけられた、この海軍の

原子力空母
アブラハム・リンカーンの
佐世保入港を
拒否してください



戦闘能力増強計画を海軍は次のように誇らしげに説明します。「リンカーンの空母戦闘団の配備は、艦隊が戦闘を遂行し、それに勝つための能力を示すことになるだろう」。

このような「強い海軍」を象徴する空母が、よりよって8月を選んで長崎県・佐世保にやってくる。これを私たちは平静に受け止めることができるでしょうか。

アフガンをナガサキに変えた報復戦争
そして、イラク攻撃の計画も…

海軍は、今回のリンカーンの航海の目的地はアラビア海であり、現在展開している空母ジョージワシントンの戦闘団と交代して対テロ報復戦争「不朽の自由」作戦に加わると発表しています。

7月21日付「ニューヨークタイムズ」は、昨年来の報復攻撃で少なくとも400人の民間人が「誤爆」で犠牲になったと伝えられます。9月11日の攻撃の犠牲者をはるかに越える数の人々がすでに空爆の犠牲になっています。精密誘導爆弾、燃料気化爆弾など通常兵器とは名ばかりの大量殺戮兵器が使われました。多くの集落が廃墟に変えられました。まるで、57年前のナガサキのように…。

ブッシュ大統領は、「報復戦争」の延長上にイラクに対する空爆を計画していると報道されています。この攻撃シナリオには、核使用が含まれている可能性があります。なぜなら、米政府は最近の「核態勢見直し」で、イラクを含む7カ国に対する核攻撃シナリオに着手しているからです。さらに「核態勢見直し」は、核兵器と通常兵器を「攻撃兵器」として統合して一体的に運用することを示唆しています。

年内とも、来年早々とも言われるこの空爆作戦がもし実行されれば、リンカーン戦闘団はその中核を担うことになるでしょう。確かに、リンカーン戦闘団自体は「非核艦隊」であるかもしれませんが、上記のような事情を考慮するならば、戦闘団は、間違いなく核戦略を担うものとして、太平洋・インド洋に配備されるのです。

佐世保入港は、このような大量殺戮作戦のための「補給と休養」を目的としたものです。長崎の地が、新しいナガサキを生み出す拠点として使われる。原爆によってなくなった人々がそれを知ったらどう思うのでしょうか。

原子炉の安全は？

報復戦争以来、原子力艦の入港の事前通告が廃止されたままです。今年になってからすでに7隻の原子力潜水艦が入港しています。

原潜よりもはるかに大型の原子炉を積んだ艦船の入港が、やはり事前の通告なしに行われるとするならば、基地と背中合わせに暮らす市民の安全に誰が責任をもてるのでしょうか。8月に入ってもなお、日米政府から正式の通告がないことに、市長と知事は、もっと敏感になってもよいのではないのでしょうか。

これ以上の軍事化を受け入れないで

リンカーンの随伴艦の寄港地として、鹿児島や福岡の民間港の名前が上げられています。民間港への同時入港は、有事の際の民間港の支援能力を試し、世論を軍艦なれさせるという側面を持っています。入港は、九州、西日本の軍事化を飛躍的に進める契機にもなるでしょう。

「基地だから仕方がない」というあきらめは禁物です。佐世保港全体の安全に責任を持つのは市長であり、長崎の明日に責任を持つのは知事です。

「原子力空母も随伴艦も拒否する」。きっぱりとした意思表示を！ 強くお願いするものです。

2002年8月2日
脱軍備ネットワーク
キャッチピース



国民保護・米軍支援 自治体への指示… 何も明らかになっていない

青木雅彦

平和憲法にいわば王手をかけた「武力攻撃事態法」などのいわゆる有事3法案は通常国会では継続審議になった。与党の間でも「箸にも棒にもかからぬ」お粗末な法律であるとしてスッパリ廃案の声もあったが、「それでは(法案に反対している)左翼勢力を利する」という、まことに大時代的なかつ後ろ向きの理由で継続扱いになった。

秋の臨時国会で「修正」を加えて、民主党などを抱き込んで成立を図る方針と報道されている。

今回の有事法案の国会審議には60時間以上もかけたというが、実際には審議が佳境にさしかかる前に、例の防衛庁リスト問題や福田官房長の核保有発言でもめたため、結局こちらの答弁で時間を割いてしまったというのが実態。政府答弁も、肝心な点になると「一概には言えない」と具体論には入らず、しかも防衛庁長官と官房長官、首相の答弁が食い違ったりで、時間をかけても、ほとんど疑問点は解消されなかった。

今国会での質疑をゲームにたとえるなら、技を見せないひどい凡戦で、唯一の見せ場が防衛庁と官房長官という主力選手の「オウンゴール」というお粗末さ。官僚任せという政府の怠慢と、野党は簡単に抱き込めると相手をなめてかかっていたことが、「延長戦」にもつれさせた最大の原因だが、有事法反対派には何よりのプレゼントだった。

しかしまだ闘いは続いている。来るべき第2ラウンドに備えるために、第1ラウンドで明らかになった問題点を整理し、第2ラウンドでの政府の反攻の傾向と対策を考えてみたい。

有事法制反対 第2ラウンドの キーポイント

「国民保護」法制を前面に

先に政府が計画している臨時国会用の目玉から検討する。

今回の「武力事態法」では日本本土に敵が上陸した時に自衛隊はどう動くということばかりに重点が置かれ、その際肝心の国民の避難など(この法案の正式名称には「国民の安全の確保に関する」という言葉がある)については「2年以内に法制化」と先送りされていたため、自民党内からも苦情が出た。

そこで、今度は方針を一転。臨時国会にはいわゆる「国民保護」法制を提出し、これを論議のメインに据えることで今までの批判をかわし、すでに提出されている3法案と抱き合わせで、野党の一部(民主党と自由党)の賛同を得て成立を図るという戦略のようだ。

それではこの「国民保護法」の中味はということになるが、これがいまだ雲を掴むような話で、秋の国会提出を危ぶむ声さえ出ている。

この「国民保護」という名称が曲者なのだ。そもそも本来の意味で「国民保護」の法律に反対する人はいない。しかしここで言う「保護」は、戦時の際の住民誘導だ。政府が国民を意のままに操るわけで、基本的な人権に関わるだけでなく、既存の法令と衝突する部分が出てくる。これまでの防衛庁の研究では、「第3分類」(所轄省庁不明)とされてきた分野で、省庁間の縄張りの調整がついていないようで、「研究」も緒に就いたばかりだ。自治体との調整となると、まだ話も始まってない。

実際、政府筋も国会では「骨格」を示すのが精一杯としており、これまた「骸骨」だけを見せられての論議になりそうだ。この法案は、「武力事態法」の成立不成立にかかわらず単独でも通す意向だ。

この法案と関連して、政府部内では戦前の隣組(この単語は戦時色が強いので使わないが)の復活を考えている。すでにできている自主防災組織の活用を目指すという。

もちろん日本本土が外国軍(米軍は別)に占拠されて住民が避難せねばならない事態は現在では有り得ないだけに、法案の狙いは「軍事偏重」のカモフラージュと治安強化だ。法案の名称に惑わされることなく、国民の「保護」なのか、「管理」なのか本質を捉えないといけな。

米軍協力法制は米軍しだい?

米軍への協力を「周辺事態法」よりも踏み込んで行う法律の制定は、実は今回の「有事諸法案」の核になるはずだった。米軍の要求ははっきりしているはずだが、内閣法制局との調整など政府の内部的な統一が間に合わなかったことと、またしても米軍を優先することに対する国民の反発で「有事諸法」全体が潰れてしまうことを恐れて、先送りになったのだろう。

しかし米軍は日本の遅延逡巡を待たない。アフガンへの軍事行動は継続中で、日本の自衛隊も法的根拠も曖昧なまま犬馬の労を捧げ続けている。来年早々にもイラクへの大規模な軍事行動を決意したとアメリカのマスコミは伝える。「悪の枢軸」に対する「懲罰」や台湾海峡での中台紛争への介入も否定できない。日本本土への軍事侵攻は有り得ないが、米軍が日本を戦争に引きずりこむ可能性はあり過ぎる。

最近報道される政府首脳や与党幹部の言葉の端々からは、当初の「2年以内」を前倒して成立させたいという意図が見えてきた。米軍からも尻を叩かれているということだろうが、当初のとおり「武力事態法」と連動させるのか、独立した法律として成立させるのか、政府はまだ決めていないようだ。

恐らく「テロ特措法」の時と同じ、米軍が戦争を始め

て政治家が浮き足立った時を狙って一気に成立を図るシナリオが一番可能性が高い。

「武力攻撃事態」と「周辺事態」の「併存」

すでに本誌の5月号で論じたように、また国会でも野党の追及の中心になったのが、いわゆる「周辺事態」が日本への「武力攻撃事態」と解釈され、日本が丸々米軍の軍事行動に協力させられるのでないかという懸念だ。

4月からの国会質疑の中での政府答弁では、この2つの事態は全く異なったものであると繰り返している。しかしさらに追及されると、両「事態」の「併存」はあり得ると認めている。それでは具体的にいかなる時に「併存」して、またその際にどのように日本の武力行使が行われるのかについては、結局政府は明らかにしなかった。

またこの両「事態」の「橋渡し」をするはずの、武力事態法にいう日本への攻撃の「おそれ」と「予測」についても、政府答弁では「おそれ」の方が「予測」よりも事態が差し迫っているという解釈(最初の小泉答弁とは全く逆に)が明らかになった以外は、内容は全く深まらなかった。

政府としては、現行の法案の無理な解釈よりももっと「スムーズ」に周辺事態から武力攻撃事態へ移行できる論理を今後出さざるを得ないだろう。

自治体への「指示」と「代執行」

「有事」の際には、首相が自治体の長に対して指示を出すことができ、言うことを聞かない場合は代わりに職務を代行するという規定(武力事態法第15条)だが、この乱暴さには多くの自治体から疑問が出された。その憲法的・法的根拠と具体的な内容が不明であるということだ。

すでに6月末の時点で、357地方議会が法案反対や慎重審議決議をした(周辺事態法時は279議会)というほど、自治体の疑念は強かった。政府も6月12

日に、都道府県知事に対して説明会を行ったが、納得した知事はほとんどいなかったという惨状だった。

政府の方も説明に自信を失っているようで、「有事諸法案」の最大のウイークポイントになっている。

報道・言論の自由と良心の自由は認めず

あいまいな答弁が続く中で、この点は比較的明快だった。要するに、「有事」の際には報道機関は統制されるし、戦争に協力しない権利(不服従)は認められないということだ。

もともと武力事態法の中でNHKは「指定公共機関」として「必要な措置を実施する責務」を負っているとされ、戦争に協力させられる。国会の質疑では民放もそうかと聞かれて、民放も「避難の情報など」を流してもらうとして、範囲を拡大した。民放連は政府の御用機関にされてしまうと反対の声明を出している。

憲法上さらに重大なことは、これは有事法特別委員会の最終日で政府見解として出されたのだが、「公共の福祉」のために国民の自由と権利に「制約」を加えることもあると明言したことだ。良心や信仰を理由とした戦争拒否(現在の「武力事態法」では「物資の保管命令」に従わなかった時に罰則)も刑事罰の対象とすると答えている。

本来の日本国憲法に忠実なら、戦争に協力することに対する罰則があるべきだ。しかしその価値観を180度転換して、戦争に協力しないものへの罰則を明文化する。憲法の刺客として送り込まれた「武力事態法」の本質を雄弁に物語る。日本の保守派が有事法を支持しているのも、戦争があり得ると考えているからでなく、まさに法律のこのイデオロギー性をこそ後生大事に思っているからなのだ。

ブッシュの「有事」を梃子に戦争法ににじりよる

継続審議というところまでは合意した与党だが、実はさっぱり展望は開けていない。すっかり自信を失った自民党のこの委員会の筆頭理事である久間元防

衛庁長官は、「国民保護法」だけ通して後の有事法案は一時凍結したらと弱音を吐いたほどだ。防衛庁には設立以来の「悲願」だった有事法案だが、中味が木に竹を継いだようなお粗末なもの(冷戦発想をそのままにしていた)で、閣僚に対するちゃんとしたブリーフィングさえできていなかった。

選挙対策の意味からも民主党は政府案ににじり寄る可能性は低い。秋の5つの補欠選挙を控えているため自民党も強行採決はできない。今の国会力学では与党はディフェンスラインを突破することは難しい。

推進派のお粗末さにも助けられて、「延長戦」に持ち込めて私達反対派は少し有利な状況になった。しかし火種は消えただころか、戦争の打ち上げ花火で不景気による支持率低下を挽回しようとするブッシュ政権の動きは危険極まりない。政府はすでに米国のイラク攻撃に備えて、自衛隊の協力メニューを数種類準備していると報道されている。

もとより完全な「緊急事態法」など有り得ないのだから、推進側としてはそれにつながる法律、イデオロギー的に戦争を指向する法律ならなんでもいい、それを一つづつ通していけばいいわけだ。今回の「有事3法」はあまりにも欲張り過ぎた正面攻撃だった。今後は、「国民保護法」、「米軍協立法」、「秘密保護法」というようにバラして成立を図ることになるだろう。

90年代以降の戦争法(PKO法、周辺事態法、テロ特措法)成立の過程を見れば分かるように、「外部」の「有事」を梃子にして、あるいはドサクサに紛れてクーデター的に法案の成立を企てている。彼らはいつでも「有事」を心待ちにしている。「その時」にいかに迅速に行動をとれるかが決定的だ。

守りに徹するといつか「ゴール」を割られる

戦争につながる動きを一つ一つ潰して相手が手詰まりになるのを待って「平和憲法」の実現を図る、というのが冷戦時代の日本国内の平和戦略だった(昔の社会党・総評路線)。自らリスクを負う行為(政策提言等)を行ったりせず、完全に「専守防衛」に徹する。も

もちろんこの戦略は90年代以降は成り立たなくなっていた。もう「援軍」が来ないからだ。そして「ディフェンスライン」は少しずつ確実に後退して行った。

反対に「攻撃」する立場からすれば、これほど楽な相手はない。中央突破は無理でも、左右のラインからえぐってボールを上げていけば、いつかは得点ができる。攻撃側は自由に戦術を選べるようになったのだ。

90年代に入って、「国際貢献」、米軍への協力、「不審船」、テポドン、「反テロ」等々、臨機応変というより御都合主義的にボールが入れられ得点を重ねられた。このままでは「最終ライン」を割られるのも時間とタイミングの問題だ。

やはり、 自治体の「平和力」 が希望なのだ

田巻一彦(編集部)

今年は、日本で非核自治体宣言運動が始まって20周年にあたる。

1982年、愛知県津島町を皮切りに1県33市2区23町4村で非核自治体宣言は上げられた。時代は冷戦の絶頂期であった。米ソの核軍拡競争は、中距離核戦力がヨーロッパ配備という形にエス

●
今秋の政府・与党の切り札メニューは「国民保護法」だ。「国家」や国家体制を守る提案は、官僚や軍人が得意かもしれないが、「国民」あるいは住民の命を守る術を知っているのは当事者の市民の方だ。衣食住のレベルから考えた、本当の「国民保護」法(例えば政府案には「食」の安全保障がない)をぶつけて、どちらが本当の安全保障か論議すればいい。

安全保障を国家単位だけから考える硬直した思考法から脱出できた時に、民衆の安全保障構想が生まれてくるし、そうなる初めて、古い「有事立法」の思想も日本の社会から死滅するだろう。◆◆

カレートしていた。各地で反核デモが街頭にあふれ、核廃絶を叫んでいた。その高揚のなかで1980年秋、英国マンチェスター市から始まった一つの流れが、日本に上陸し広がっていったのだ。

日本でも81年、ライシャワー元駐日大使が、「核兵器は日本に持ち込まれている」と証言したことをきっかけとした反核機運の高揚があった。マンチェスターから伝わった「核廃絶」の国際世論は、「非核三原則」という独特な政治課題と合流して、全国に広がっていった。84年に海の中距離核戦力・核巡航ミサイルトマホークの実戦配備という非核三原則の空洞化を決定的なものにする政治日程が、非核自治体の拡大に拍車をかけた。この年には日本非核自治体協議会が生まれた。

現在318自治体が参加する同協議会の最近の調査によれば、ことし7月15日現在、全国3288自治体の80.1%にあたる2651自治体が非核・平和宣言をあげている。そのほとんどが「国是である非核三原則の遵守」を明文化している。

●
このような非核自治体の拡大にもかかわらず、日本の現状、さらには世界の核状況は事実上何も変わっていない。むしろ、冷戦終結によって「恐れるもの」を失った米国一極支配の世界は、新しい核の脅威に直面している。

●
米国は今年初頭に「核体制見直し(NPR=ニュークリア・ポストチャー・レビュー)を行い、そのなかではロシア・中国・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)・イラク・イラン、シリア、リビアに対する核攻撃シナリオの策定に入った。この文書の全体は極秘扱いであるが米国のNGOがその一部を入手し、公表した。そこには次の三つの場合にはこれらの国々に対する核使用を辞さないと書かれている。(1)喫緊の事態(例:イラクや北朝鮮の近隣国攻撃)(2)潜在的な不測事態(例:大量破壊兵器保有国による軍事同盟形成)(3)予期せぬ不測事態(例:突然の政治体制の変化によって核兵器が敵対的な指導部の手に落ちる場合)。このような、利己的・抽象的な指針を導入することによって、米国は、どこかの国にヒロシマ・ナガサキを再現する権利を自らに与えたのである。NPRは同時に、核兵器と通常精密兵器を「ひとつの攻撃兵器」として運用するという思想を示している。通常戦争と核戦争の間の垣根は、ぐんと低くなった。

●
日本の軍国主義的政治家たちもこれに呼応しているように思える。安部官房副長官は、5月13日、早稲田大学で講演し、「大陸間弾道弾は憲法上問題ない」「日本は原子爆弾だってもてる」と発言した。福田官房長官は「非核三原則は憲法のようなものだ。最近の世論は憲法も改正しようというぐらいになっているから、非核三原則も変えようとなるかもしれない」「私個人の理屈から言えば、核兵器だってもてる」と言った。

●
彼らを突き動かしている動機はただひとつ「米国についていけばなんとかなる」という漠然とした国家経営方針だけなのではないだろうか。米国への追従を阻んでいるもの、それが憲法9条であり、そこに根源を発する日本の安全保障の基本政策、すなわち非核三原則であり、専守防衛原則であり、海外派兵の禁止である。彼らはこう考えた。そうして、その米国への追従の意図と、保守政治家や自衛隊の一部に根強くある復古的な軍国主義志向と合体したのが4月に国会に上程された、

●
有事三法=武力攻撃事態法・自衛隊法改正案・安全保障会議設置法改正案である。

●
核兵器を実際に使うという米国の新しい戦略とこれを無批判に、さらには積極的に受け入れ、支持するという日本の政治指導部の方針に対して、非核自治体宣言はどのような対抗力をもってきたのだろうか。一見すれば、非核自治体宣言は無効であったという総括もあるかもしれない。非核自治体宣言は、たんに「核廃絶」とその日本の国内政治と外交方針における特殊な表現形である「非核三原則」を、道義的規範として確認しただけであり、その方向性は一貫して「横に広がる」ことであった。そしてすなわち、日本の核政策、その際たるものは「非核三原則」における「持ち込み疑惑」について、政府との間合いを詰めてその実効を迫る、という「縦に攻め上る」役割を果たしてこなかったことは事実である。

●
しかし、非核自治体宣言に表現された自治体の道義的発信力、そしてその道義性に根ざした具体的な行動は、間違いなく20年前に比べて間違いなく前進している。有事法制という新しい時代状況のなかで、私たちは希望をそこに見出すことができる。

●
8月9日、被爆から47年目の「長崎平和宣言」は、きっぱりと日米政府の力の政治に異議を申し立てた。(次ページ参照)。有事三法に「反対」もしくは「慎重審議」を求める地方議会決議は、536に上っている。政府に44項目の質問状をつきつけた国立市長は、政府の回答に納得せず、さらに再質問を出して食い下がっている。(次々ページの資料参照)。

●
それ自体は小さいかもしれない一つ一つの動きを、育て広げるのがは平和運動の仕事だ。◆

長崎原爆忌 平和宣言文（全文）

57年前の今日、8月9日、長崎のまちは一瞬にして廃墟と化しました。高度9600メートルから投下された一発の原子爆弾は、地上500メートルの上空で炸裂（さくれつ）し、数千度の熱線と猛烈な爆風が、老人に、女性に、そして何の罪もない子どもたちにまでも襲いかかりました。死者7万4000人、負傷者は7万5000人に及びました。これまでに、多くの人々が恐るべき放射線によって白血病やがんに蝕（むしば）まれ、亡くなりました。半世紀余りを経た今も、被爆者は健康に不安を抱え、死の恐怖におびえる日々を過ごしています。

大量無差別殺りく兵器である核兵器が再び使用されれば、地球環境の破壊はもとより、人類の生存さえ危ぶまれます。長崎市民は、自らの悲惨な被爆体験に基づき、世界に向けて核兵器廃絶を訴え続けてきました。しかしながら、今なお、長崎に落とされた原爆よりもはるかに強力な威力を持つ核弾頭が、3万発も存在し、その多くはいつでも発射できる状態にあります。

昨年9月11日、米国で同時多発テロが発生しました。私たちは、一般市民へのこのような無差別攻撃に強い怒りを覚えます。これを機に、アフガニスタンへの軍事攻撃や中東における紛争が激化しました。さらに、核兵器の使用さえ懸念されるインド・パキスタンの軍事衝突が起こるなど、国際的緊張も高まっています。

このような国際情勢の中で、米国政府は、テロ対策の名の下にロシアとの弾道弾迎撃ミサイル制限条約を一方向的に破棄し、ミサイル防衛計画を進めています。さらに包括的核実験禁止条約の批准を拒否し、水爆の起爆装置の製造再開、新しい世代の小型核兵器の開発、核による先制攻撃などの可能性を表明しています。また、ロシアと締結した戦略攻撃兵器削減条約も、取り外す核弾頭の多くを再び配備できるようにするなど、国際社会の核兵器廃絶への努力に逆行しています。こうした一連の米国政府の独断的な行動を、私たちは断じて許すことはできません。世界の良識ある人々も強く批判しています。

本年5月の、日本政府首脳による非核三原則見直し発言は、被爆地長崎の心を踏みにじりました。我が国は、唯一の被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つ責務があります。そのためにも、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」とする非核三原則を直ちに法制化すべきです。長崎市議会も法制化を求める決議を採択しました。政府は、北東アジア非核兵器地帯の創設に着手し、「核の傘」に頼らない姿勢を国際社会に向かって明確に示すべきです。同時に、高齢化が進む国内外の被爆者に対する援護の充実に努めてください。

長崎においては、市民と行政が一体となって、2003年11月の「第2回世界NGO会議」の開催に向けて取り組みを進めています。今日、核兵器反対を宣言した自治体は、全国の8割にも達しています。私たちは、NGO・自治体及び国連機関と連帯を図りながら、平和な社会を築くために努力する決意です。

被爆者は、「核兵器による犠牲は自分たちが最後でありたい」と願っています。若いみなさん、この被爆者の平和への思いを受け止め、自らが何をなすべきか考え、行動し、将来に語り継ぐではありませんか。今、長崎には、平和のためのボランティア活動に取り組む数多くの若者がいます。長崎市は、このような活動の輪が広がるように支援し、自主的に行動する若者を育成するための「ナガサキ平和学習プログラム」をさらに推進します。

相互理解と話し合いによって核兵器をなくすことが、平和な世界を実現するための絶対条件です。市民のみなさん、私たち一人ひとりが立ち上がり、日本を、世界を、平和へと導いていこうではありませんか。

核兵器による惨禍は長崎を最後にしなければなりません。被爆57周年にあたり、原爆で亡くなられた方々のごめい福をお祈りし、長崎市民の名において、核兵器がなくなるその日まで、たゆまず努力していくことをここに宣言します。

2002年（平成14年）8月9日
長崎市長 伊藤一長

平成14年7月16日
内閣総理大臣 小泉純一郎 様

国立市長 上原公子

「有事法制関連3法案」に関する再質問書

日々、国民の生活、生命、財産の安全確保への努力につきまして敬意を表します。
本3法案につきましては、地方自治体の首長として、憲法や地方自治法を遵守し、住民の生命、財産を守る必要があることから、質問をさせていただきました。
さて、標記の件につきましては、平成14年5月16日に当職より質問書を提出し、ご多忙のところ6月24日にご回答をいただきました。ありがとうございます。
しかしながら、市民が一番知りたい部分について明確なご回答をいただけていないものもあります。国民にとって今一番の関心ごととは、自分と3法がどう具体的に関わるのかということです。また、現在国会で問題として取り上げられた防衛庁の個人情報収集など数々の事件を考えますと、本当に国民を守るためのかの不安をつのらせております。
多くの国民は、過去の戦争への道の経験に照らし、市民生活が有無を言わず戦争に巻き込まれることを最も恐れています。当市にも「質問書」について全国より問い合わせが届いている状況があります。
政府が法案を提案された以上、国民の納得できるように各項目ごとに具体的な回答をされ、説明責任を果たされることを期待しております。

※ご多忙のところ恐縮ですが、7月31日（水）までにご回答いただきますようお願いいたします。

再質問書

全く回答をされていないと思われる再質問事項

- 1 「有事法制と日本国憲法の関係」について
 - ②憲法は、「軍事的公共性」による基本的人権の制限という考え方を排除していると思われる。従って、「憲法の枠内」での有事法制による人権制限という考え方は成立することが困難と考えられるが、どうか。
 - 2 「武力攻撃事態」について
 - ②現在、日本を直接武力攻撃する危険性をもつ国があるのか。あるとすれば、具体的に根拠をあげて示して頂きたい。
 - ③ないとしたら、議論が十分されないままなぜ急いで法制化するのか。
 - ④防衛庁は、北朝鮮が発射したテポドン、ミサイルであったとしているが、有事法が当時成立していたら、発射前は「武力攻撃事態」だったのか。
 - ⑤避難訓練をするという答弁があったが、(福田官房長官)強制力はあるのか。
 - 3 「指定公共機関」について
 - ①「独立行政法人」の中には、「国立大学法人」も含まれるのか。
 - ②日本放送協会は、関連機関(NHK学園)も含むのか。
 - ③「指定公共機関」の中に日本赤十字社も入っているのは、戦時における中立をうたった、国際赤十字の原則に反すると思われるが、どうか。
 - 4 地方公共団体の責務等について
 - ③同法案14条2項が規定する「意見を申し述べる」とは異議申し立てを含むのか。
 - ⑤首長が市民の生命、財産を守るために戦争協力拒否をした場合は、当該自治体及び首長に対して、どのようなことが起こると想定されるか。
 - ⑥自治体が協力拒否をした場合、首長、または拒否した職員の罰則も今後作られるのか。
 - ⑦同法案15条1項及び2項が「別に法律で定めるところにより」と規定しているのは、地方自治法などの現行
- 法律を指しているのか。それとも、新法の制定を想定しているのか。もし前者であれば、具体的に法律名と該当条文を、また後者であれば、具体的にどのような法律の制定を考えているのか。
- ④同法案15条にある「武力攻撃の排除に支障があり」とは具体的にどのようなことか。それは、自治体の非協力を含むのか。
 - ⑩同法案22条1号に規定されている措置の中で、都道府県、市町村が行うことが要請される措置は、それぞれ具体的にどのようなものか。措置の具体的な内容を例示して頂きたい。

- 6 「自衛隊法改正案」について
 - ⑤同法改正案124条から126条が規定している罰則は、憲法が保障する財産権及び住所の不可侵に抵触すると思われるが、このような罰則が認められるとすると、その憲法上の具体的な根拠はなにか。
 - ⑧自衛隊法103条が規定する業務従事命令に対する罰則は、将来ともに制定する予定はないか。

抽象的で具体的でないと思われる質問項目

1 「有事法制と日本国憲法の関係」について

①有事法案を制定することの根拠は、憲法条文のどこにあるのか具体的に示して頂きたい。憲法9条は、軍事力による紛争解決という考え方を否定していると思われるが、どうか。

<再質問の内容>

有事法案を制定する憲法上の根拠について具体的に聞かしてください。「独立国家として当然」とか「憲法9条において、自衛のための必要最小限度の実力の行使は認められている」というのでは、回答にならないと思います。より具体的にお答えください。現行法制では、何ができないのでしょうか。

2 「武力攻撃事態」について

①「武力攻撃事態」とはいかなる時か。④「武力攻撃のおそれのある場合」と「武力攻撃が予測される場合」とはどちらがうか。その違いを示して頂きたい。また、具体的に、どういう場合を想定しているのか。想定している場合を例示していただきたい。

<再質問の内容>

「事態の現実の状況に則して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でない」ということは、「おそれのある場合」や「予測されるに至った事態」の具体的な判断は首相に一任されるということなのでしょうか。

⑩武力攻撃事態法案の3条4項に「国民の自由と権利を制限するのは必要最低限にする」としているが必要最低限とはどこまでを言うのか。

<再質問の内容>

法案3条4項が「必要最低限」と書いているのは、具体的にどこまでのことかをお尋ねしています。

回答の2の⑥では具体的なお答えになっていないのではないのでしょうか。

回答に納得できないと思われる事項

2 「武力攻撃事態」について

⑥武力攻撃事態法案2条6号によれば、武力攻撃事態に際しては(という)ことは、「武力攻撃のおそれのある場合」や「武力攻撃が予測される場合」にも日本政府は「武力攻撃事態」を

⑬強制移転先は、同市内なのか。他市へ移転させられた場合は、手続きはどのようにするのか。

<再質問の内容>

「国民の保護のための法制で検討していきたい」とありますが、その法制の具体的な内容についてお知らせください。

3 「指定公共機関」について

④政令で定める「公共的機関」「公益的事業」として、どのようなものを想定しているのか。民間の放送会社や新聞社も含まれるのか。

<再質問の内容>

「新聞社については……一般には考えにくい」ということはどのような意味合いでしょうか。新聞社は「指定公共機関」にすることはあり得ないということでしょうか。あり得るとすると、具体的にどういう場合にあり得るのでしょうか。

⑤「指定公共機関」が行う「対処措置」として、具体的に想定しているのは、どういう措置なのか。「公共的機関」及び「公共事業」のそれぞれについて、具体的に例示して頂きたい。

<再質問の内容>

「法律の規定に基づいて実施するものとする」となっていますが、その法律の具体的な内容についてお知らせください。

4 「地方公共団体の責務」等について

①武力攻撃事態法案5条に基づいて地方自治体が実施する責務を有する「武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置」とは、どのような措置を想定しているのか。都道府県レベルと市町村レベルに分けて具体的に例示して頂きたい。

<再質問の内容>

終結させるために「武力の行使」ができるような規定になっている。これは明らかに政府がとってきた自衛権の行使の要件を逸脱すると思われるが、どうか。

<再質問の内容>

「一定の役割」となっていますが、具体的にどういう役割なのでしょう、そのことを明らかにしていただきたい。

①同法案14条1項が規定する、対策本部長による「総合調整」とは、具体的にはどのような手続きで行われるのか。また、その具体的な内容はなにか。

<再質問の内容>

「具体的には、今後、国民の保護のための法制の整備で検討していきたい」とのことですが、この法案では具体的なことは何も決められていないのでしょうか。それでは、法案の体をなしていないのではないのでしょうか。

5 「事態対処法制の整備」について

④同法案22条1号のイからへまでに掲げられている措置に関する法制の具体的な内容を示して頂きたい。また、これらの措置は、国民に対して強制力をもつのか。国民がこれら措置に従わなかった場合には、罰則が科されるのか。

⑤同法案22条2号の各措置に関する法制の具体的な内容を示して頂きたい。

⑥同法案22条3号が規定する、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。武力攻撃事態における米軍と自衛隊の指揮命令関係はどうなるのか。

<再質問の内容>

今後の法整備に委ねられているというのでは、地方自治体の長として住民に対する説明責任を果たすことができません。「米軍に対する支援」の法制も、その内容の如何によっては、住民の権利に重大な影響をもたらしかねないので、是非ともその具体的な内容について明らかにしてください。

「おそれのある場合」や「予測されるに至った場合」には、武力行使はしないと、それが判るようにならなければならない。どうして法案に明記しなかったのでしょうか。

アメリカは、9.11テロ事件に際して、

アフガニスタンに対して自衛権の行使を理由として武力攻撃を行ったし、最近では「先制自衛」を示唆しています。このような「自衛権」の行使は、政府の「自衛権」行使の理解からすれば、認められないと理解してよろしいのでしょうか。

⑦「武力攻撃事態」と「周辺事態」とは「併存する」ことがありうると、政府は述べているが、具体的にどのような場合に「併存する」のか。具体的な場合を例示して頂きたい。

⑧「周辺事態」で米軍の後方支援をしている自衛隊が武力攻撃を受けた場合には、武力攻撃事態法案に基づいて自衛隊は武力行使をするのか。そのような武力行使は、憲法が禁止する集団的自衛権に該当すると思われるが、どうか。

再質問の内容

周辺事態法に基づいて活動する自衛隊の部隊等に対して武力攻撃が行われることは想定されず、「政府としては、この法案を適用することも想定していない」と回答されていますが、そのことは、「武力攻撃事態」と「周辺事態」とが「併存する」ことがあり得るとした政府の答弁と明らかに矛盾しているのではないのでしょうか。

テロ対策特別措置法に基づいて、現在インド洋に出動している自衛艦が、武力攻撃を受けた場合に政府は、「武力攻撃事態」の認定をしないのでしょうか。またそのような場合にも、武力行使をしないのでしょうか。

⑨武力攻撃事態における「対処基本方針」を国会の事後承認としているのはなぜか。これは、シビリアン・コントロールの観点から問題がないのか。

<再質問の内容>

法案が「現行法制に比べて国会の関与を強化」しているという回答は納得できません。法案では「予測されるに至った」段階から、現行自衛隊法にはないような臨戦態勢をしく以上は、その点に関して国会の事前承認を必要とすることが、国会を「国権の最高機関」とする憲法41条の趣旨にかなうというべきではないのでしょうか。

4 「地方公共団体の責務」等について

④同法案15条1項で規定する「指示」とは、具体的になにをどのように

することを意味するのか。「国民の生命、身体若しくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障がある」と内閣総理大臣が考えたとしても、地方公共団体の長がそうは考えなかった場合には、地方公共団体の長の判断に従うことが、憲法で保障した地方自治の本旨にかなうものと考えられるが、どうか。

⑩同法案15条2項で内閣総理大臣が自らまたは大臣を指揮して「対処措置」を「実施し、または実施させる」とするのは、住民の生命、身体などを守るのは第一的には地方公共団体の責務であり、かつ権限であるという地方自治の本旨に反するものと考えますが、いかがでしょうか。

<再質問の内容>

回答の4の④では、どうして憲法の地方自治の本旨に反しないかについて納得のいく説明がされていないようです。「個々の法律において、その要件等を具体的に定めた上で実施」するにしても、そのような法律が憲法の地方自治の本旨に反しないのかということをお尋ねしているのです。「武力攻撃事態」という状況下においては、万全の措置を担保するこうした仕組みが必要である」という説明では、正当な憲法上の根拠づけにはならないのではないのでしょうか。

5 「事態対処法制の整備」について

③二つの(ジュネーブ条約)追加議定書のうち、「国際的武力紛争における犠牲者の保護」を定め、一追加議定書の第59条に「無防備地域」の規定がある。同地域への軍事攻撃を絶対的に禁止している。宣言する主体は、「紛争当事国の適当な当局」である。地方自治体が「無防備地域」宣言をして戦争協力を拒否した場合は、どのようなことが想定されるか。

<再質問の内容>

「無防備地域」の宣言は、「国において行われるべきものであり」、地方公共団体ではできないと回答されていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。具体的に明らかにしていただきたい。また、政府は、この追加議定書に加入した場合には、国としても「無防備地域」の宣言を行うようにすることが、憲法の平和主義の趣旨にかなうと考えられると思いますがいかがでしょうか。

6 「自衛隊法改正案」について

②同法改正案115条の4から21の

ように広範な適用除外ないし特例を認めることは、自衛隊の部隊などについてのみ例外を認めることになり、憲法の平等原則に抵触すると思われる。どうか。また、自衛隊の存在そのものについても、違憲の疑いがある場合には、なお、さら平等原則は厳格に適用すべきではないのか。

③自衛隊車両の通行のために道路拡張などで、民間の土地、家屋の徴用、破壊することは憲法29条に違反しないか。(土地収用法(1951年)が制定される際、「国防目的」の事業のための土地の強制収用、使用は憲法に抵触する疑いが強いとして規定されなかった経緯がある。)

<再質問の内容>

抽象的な「公共の福祉」論で自衛隊の様々な特例措置を正当化することはできないはずであると考えます。このような議論を推し進めるならば、あらゆる人権が自衛隊の行動の便宜を図るために制限できるということになりかねないと思われませんかでしょうか。

また、土地収用法が「国防目的」のための土地の強制使用を規定しなかった趣旨をどのように考えればよろしいのでしょうか。

⑥良心的戦争協力拒否を理由に、保管業務や立ち入り検査を拒否した場合に罰せられるとあるが、そのような場合にも罰せられるとすると、憲法19条の思想・良心の自由を違反しないか。

<再質問の内容>

立ち入り検査や保管命令に従うことが自己の良心に反すると考える者に罰則をもって立ち入り検査や保管命令を強制することは、結果的にはその者の良心の自由を侵害することになるのではないのでしょうか。

⑦業務従事命令は、強制労働を禁じた憲法18条に抵触しないか。また、職業選択の自由を保障する22条に抵触しないか。外国へ赴くような業務命令も出るのか。通勤が不可能なようになる、業務従事命令も出るのか。

<再質問の内容>

業務従事命令は憲法18条や22条に違反するのではないのかという質問にはお答えを頂いておりませんので、ご回答をお願いいたします。

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる #62

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長
〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-10
伊波洋一事務所
TEL&FAX 098-892-7734

今月は日米地位協定に関する大きな動きがあった。一つは沖縄県名護市で開催された全国知事会議で沖縄県が提起してきた日米地位協定の見直し要求を全会一致で確認されたこと。もう一つは、国会内に自民党の地位協定改定議員連盟が発足したことだ。

また、ブッシュ米大統領の対イラク戦争計画がマスコミで明らかにされ、先制攻撃による対イラク戦争の準備が着々と進んでいることが明らかになった。沖縄の米軍基地の動きも連動していることだろう。普天間飛行場周辺の動きだけを見てもヘリや軍用機の飛行訓練は著しく増えている。

基地内の動きは、沖縄ではすぐ周辺の住民地域に波及する。名護市では、パイン畑で農作業中の住民から約2メートルの所に米軍の機関銃訓練の実弾が着弾したり、恩納村では米軍工事で住民が用水として利用している川に大量の赤土が流入したりする事件や事故がおきた。沖縄の米軍の動きも活発だった。以下に報告する。

全国知事会議が地位協定見直し決議

第22回全国知事会議が7月18日にサミット会場になった名護市の万国津梁(しんりょう)館で開催された。県議会の不信任決議で失職した田中康夫前長野県知事は来なかったが、北川正恭三重県知事や浅野史郎宮城県知事、増田寛也岩手県知事など注目されている県知事らが来沖し、県内の米軍基地の状況などもつぶさに視察した。

地位協定の抜本的見直し要求については、沖縄県が提案し大分県と長崎県が賛意を表明し、全国知事会決議に初めて盛り込まれることになった。決議内容は、政策要望の大項目の「国際化・基地・領土」の「2. 基地対策の推進」として「基地周辺、演習に際しては、住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備

事業を拡充する。また、米軍基地の整理・縮小・返還を促し、返還後の跡地利用について積極的な支援措置を講じる。日米地位協定の抜本的見直しを行なう。周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重する」としている。

これまでは、地方自治体からの日米地位協定の見直し要求は、基地所在都道府県で構成する渉外知事会では取り上げられてきたが、今回の全国知事会での決議は国に対する地方自治体からの強い地位協定改定要求と受け止められるだろう。全国知事会の決議について福田官房長官は、国として従来からの「運用面の改善」で対処する姿勢を強調している。

地位協定改定議員連盟が発足

自民党衆参国議員68人が参加する「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」(会長・小島敏男衆院議員)が、7月23日午前に設立総会が開かれた。1960年に締結されて以来、40年以上経過しても一度も改定されたことのない日米地位協定を改定し「対等」な日米関係をめざしている。国防族議員や外交族議員の賛同も得ているとされ、従来の米国追従型から対等な日米関係の構築を視野に入れた地位協定の改定に向けた取り組みとなっている。「対等な関係」には国民の地位改定要求をバネにして自衛隊を米軍と対等な「軍隊」にする意図も含まれていることは確かであり、地位協定改定運動と同時に米軍駐留そのものを問う運動が反基地運動の側に求められている。

県内自治体で地位協定の改正決議

今年になって県内の市町村議会で日米地位協定

の改正を求める決議が相次いでいる。今年1月から7月までに県内52市町村中49市町村で決議が行なわれた。まだ決議してないのは、今年4月に市に昇格した豊見城(とみぐすく)市、本部町、渡名喜村の3自治体だけである。市では6月の具志川市以外は3月議会で決議している。町村はすべて6月議会で決議が行なわれた。

犯罪捜査にまたもや地位協定の壁

那覇市内の店で6月16日にライター1個を盗んだとして、那覇署が窃盗容疑で緊急逮捕した米軍整備士が、日米合同委員会の合意事項で身柄を拘束されない特権を保障された「急使」の身分証明書所持していたため、即日釈放していたことが7月5日に明らかになった。急使とは、機密文書や機密資料を伝達するため、米軍要員に与えられる権限で。任務遂行中に限り、権限が付与される。逮捕された米軍整備士は、6月16日に他の2人の米軍人と那覇市内の飲食店で飲食した帰りに店内にあったライター1個(1500円相当)を盗んだ疑い。県警は同日中に容疑者の身分確認し取り調べを終えて、即日釈放した。19日に窃盗容疑で那覇地検に書類送検し、21日に起訴猶予処分が決定した。同容疑者は逮捕後、容疑を認めライターを返却していた。

「急使と言えども今回のケースはあきらかに公務執行中の行為ではなく、第一次裁判権は日本側にある」と本間浩駿河大教授が指摘。一方、外務省の橋本沖繩大使は、10日の記者会見で「任務従事に必要な期間は公務中とみなされる」として不拘束の特権に問題はないとの認識を示した。

増え続ける米軍犯罪

外務省沖繩事務所が米軍犯罪が、95年の少女の事件以降、96年の米軍犯罪件数は減ったものの、97年以後は増加傾向にあることを記者会見で明らかにした。沖縄県警の資料に基づくことだが、外務省沖繩事務所があらためて記者会見で明らかにしたのは、このままでは沖繩事務所の存在理由が問われかね

ないとの危機感があるのだろう。外務省沖繩事務所が発表した「米軍関係者による事件の検挙人員」は、1995年77人、96年45人、97年69人、98年78人、99年73人、2000年84人、2001年105人、と急増している。

このことは、米軍の犯罪防止策が効果を挙げていることを示している。橋本沖繩大使は「このまま放置してはいけない。凶悪犯罪をゼロにし、事件・事故の発生を最小にする必要がある」と対策を強化する考えをしめした。

在沖米軍の米比合同演習参加

米比合同演習が頻繁に行なわれるようになってきている。今年は18の合同演習が行なわれる予定とされ、今年13番目の海上合同演習「キャラット」(CARAT)が7月17日から27日までの11日間の予定で始まった。参加する米軍1400人のうち沖縄から海兵隊100名が参加する。現在イスラム過激掃討を目的としてパシラン島で行なわれている合同演習「バリカタン02-1」は7月末で終了する予定。

在沖海兵隊が新機関誌

「地元メディアは米軍の悪い面ばかりに焦点を当てて記事を書いている」との編集者の談話を載せて、在沖米海兵隊が英語・日本語併記の新機関誌「大きな輪」を発行した。4半期ごとに2千部を発行し、基地関係市町村や教育関係者、市民グループなどに配布するという。紙面は、海兵隊の「善行」を紹介するのだろう。第1号では県民の支援運動によって米国で心臓手術を受けた県内少年に海兵隊も支援したということで「名誉海兵隊員」の称号をジェームス・ジョーンズ総司令官が贈ったこと等が載っているという。記事づくりのための「良き隣人」対策や善行運動が展開されるだろう。



ところで、在沖海兵隊の「大きな輪」という機関誌名は、大田県政時代の県広報誌「大きな和」を連想させる。現在の県広報誌名は、2000年9月から「美(ちゅ)ら島・沖縄」となったが、それまでは「大きな和」だったのだ。米軍と米軍基地を沖縄の中に融合させようとする米軍の強い意思を見ることができる。

今年の「慰霊の日」6月23日に糸満市摩文仁での県慰霊祭を終えて那覇から国道58号を通過して宜野湾市への帰路、途中の浦添市のキャンプ・キンザーが基地開放デーを行なっていることにショックを受けたのを覚えている。慰霊の日に沖縄県民が海兵隊行事に参加している様子や4月号で報告したキャンプ・シュワブでの名護市小学生の水陸両用車体験のような記事を書いて、県民の認知を得ようとするのだろう。

反面、これまでフェンスの中で地位協定に守られながら駐留の自由を行使してきた米海兵隊が沖縄県民対策をしなければ駐留を継続できなくなるかもしれないという危機感の表われとも見ることができるから、海兵隊を融合させるのか、遊離させるのかが反基地・反戦運動の闘いに掛かっている。

慰霊の日・米軍が子どもに 機銃操作を指導

6月23日の慰霊の日に行なわれた浦添市にあるキャンプ・キンザーの基地開放デーでは、基地内の一角に本物の「M2・50口径マシンガン」を搭載した軍用ジープに子ども達を試乗させて米兵が子ども達に実際に銃の引き金を引かせる体験コーナーもあり、実弾は装填され

ていないが子ども達にマシンガン操作を体感させていた。「慰霊の日」に沖縄の子ども達に銃の操作をさせることは、これまでには考えられないことだった。稲嶺県政のもとで米軍がいかに県民を見下すようになったかを示す事例だろう。

「象のオリ」移設工事で大量の赤土流出

前号で報告したように、SACO合意施設である米軍楚辺通信所(通称・象のオリ)の移設先予定地近くの恩納村喜瀬武原(きせんぼる)区民への説明なし

に、国が建設工事を進めたことが喜瀬武原区民の大きな反発を呼んでいる。

6月30日には喜瀬武原小中学校運動場で象のオリ移設に反対する区民総決起大会を開催し、約110名の区民が参加した。小中学校生も参加し、喜瀬武原中学2年の外間智恵さんが「これ以上、私たちの美しい山を傷つけないで」と子ども代表で挨拶した。

喜瀬武原区民は生活用水として取水している長浜川への工事現場からの赤土の流出を危惧していたが、大量の赤土流失が現実のものとなった。台風7号が通過した翌日の7月16日午前、工事現場周辺の沢から大量の赤土を含んだ濁水が長浜川に流れ込んだ。そのために周辺農家が長浜川から取水する台風7号による塩害を防ぐための農作物への散水作業ができなくなった。移設先の変更を求めている区民に対して赤土防止策は万全としてきた那覇防衛施設局への反発が広がっている。

赤土が流出した翌日、那覇防衛施設局の山崎信之郎局長は喜瀬武原区事務所を訪ねて外間勲区長に謝罪するとともに、作業員によるバルブ操作の誤りによる「人為的ミス」である釈明した。塩害による農作物の被害補償についても対応することを約束した。外間勲区長は「赤土対策は万全と言っていたのに、実際は流出した。今後もまた起きるのではないかと、不信感はますます強くなった」と引き続き建設場所の移動を求めていくことを表明した。

普天間飛行場の爆音訴訟団結

米軍普天間飛行場の夜間飛行差し止めと米軍航空機爆音に対する被害補償を政府に求める普天間基地爆音訴訟の訴訟団結成大会が7月2日に宜野湾市内で開かれた。市内の市議など有志が約1年近い準備会を行なつ結成大会になった。今後、市内各地で爆音訴訟説明会を開催し、原告200人を目標に原告を募り、10月提訴をめざす。原告団長には普天間飛行場への南からの進入路の近くに長年暮らす牧師の島田善次さんを選出した。島田さんは、市民の立場から長年にわたり爆音反対の闘いを継続してきた。弁護団は8月中旬に結成される予定で、弁護団

準備会の新垣勉弁護士が県内若手弁護士中心に10人以上で編成する。

結成大会には、準備会関係者に加えて主婦や年配の参加者や若い労組員も参加した。普天間飛行場の航空機騒音は他の航空機騒音訴訟と異なり、ヘリコプターによる騒音被害が多く割合を占め、通常の航空機騒音以外に低周波騒音と振動による身体的被害も争われることになる。

普天間飛行場の航空機騒音は、稲嶺県政誕生から一貫して増え続けており、地域住民は爆音は「我慢の限界」に達しているとの声が高まっている。

米軍銃弾が山を超えて農地に着弾

7月23日午後1時過ぎに名護市数久田(すくた)のパイナップル畑で農作業中の島袋哲男さんの約2メートル先に米軍のM2マシンガンの弾が着弾した。何度かの銃声音に続いて2メートル近くで土煙が上がり、とっさに「米軍の銃弾だ。次の弾が来る」と思った島袋さんは、倉庫代わりに使っている小型バスの影に逃げた。射撃音が約5分後にやんだので、畑に戻ると直径約5センチの穴が斜めにあいていたので25センチほど掘り下げると、十円玉と同じような銅色をした長さ6センチの銃弾が出てきた。「手に取ると、まだ熱がこもっていた」という。島袋さんはすぐに数久田公民館に届け出た。

銃弾が着弾したパイナップル畑は、集落から約1キロ離れた山中にあるが、キャンプ・シュワブ演習場の射撃標的のある久志岳の反対側の西海岸よりのすそ野にあり、米軍がM2などの重機関銃の実射訓練を行なってきたレンジ10からは約4.5キロメートル離れている。

米軍はレンジ10訓練を中止

米軍は当日、レンジ10でM2重機関銃(50口径)の実射訓練をしていたことを認めた上で、米海兵隊外交政策部(G5)は那覇防衛施設局に対してレンジ10での訓練を中止し「原因が究明されるまで訓練を再開しない」との方針を伝えた。25日米軍は、名護市

や県、外務省沖縄事務所、県警をレンジ10に案内し当日の訓練の様子を説明した。米軍の説明によると、23日は水陸両用強襲揚陸車7台がレンジ10に並び、順次に水陸両用強襲揚陸車に設置されたM2重機関銃から連続3発1セットで発射したという。その際、照準で角度や方向の安全を確認し、双眼鏡で着弾を確認していると説明。

レンジ10での重機関銃の実射訓練による民間地域への流弾事故は、これまでに何度も起り、施設・区域外への跳弾防止策として80年に「用射角制御装置」を設置するなど安全対策がなされていると米軍は説明していたが、25日に米軍が説明した水陸両用強襲揚陸車のM2重機関銃から実射訓練では、水陸両用車のM2重機関銃に対して用射角制御装置などの制御装置はセットされていない(県基地対策室提供のM2写真、琉球新報7月26日2面)。照準による安全確認というだけということが明らかになった。

現場説明に立ち合ったキャンプ・シュワブのブレンダン・カーニー基地司令官は、M2重機関銃の飛び距離は最大6500メートル、殺傷能力の射程は1830メートルと話し、数久田区が射程距離内に入っていることが明らかになった。

キャンプ・シュワブ関連の 主な機関銃事件

これまでも何度もキャンプ・シュワブ演習場から山を超えて、4~5キロ離れた西海岸側に銃弾が着弾した事件は何回も起っている。1987年10月27日恩納村瀬良垣の国道58号(今回場所よりさらに南の海岸側)で客を乗せたタクシーが走行中に右側面前部を機関銃弾が貫通。1984年5月18日名護市許田の市の圃(ほ)場で停車中の大型ダンプのフロントに重機関銃弾が貫通。運転手は数メートル離れたところにいた。



1979年8月2日、名護市数久田で軽機関銃弾が豚舎のコンクリートに跳ね返った後、アルミ製の水槽を貫通。男性が豚舎で作業中。今回の畑から約1キロ。

1978年12月29日名護市許田の民家に重機関銃弾が乱射され、軒のトタンを貫通、屋根瓦が割れた。民家周辺で弾丸8個、30箇所弾痕が見つかった。

87年にタクシーを運転し、観光客を乗せていて被弾した男性は、車に衝撃を感じたという。「少しずれていれば自分の脇腹だった。もう少しずれていれば後部座席のお客さん、もっと後ろならガスタンク。爆発するところだった」、「自分の事件もそうだが、これは殺人未遂だ。わざと撃っているようなもの」と話した。

84年のダンプカーへの銃弾事件では、「WEARENOTYOURTARGET!われわれは米軍の標的ではない!」との書いた大きな看板を名護市議らが掲げ、無断で撤去した米軍が抗議を受けて再び看板を復元するというこも起った。

米軍も流弾の危険性を認識

沖縄タイムスが情報公開した防衛施設庁の資料によると、米軍が79年の流弾事件を受けて80年に「用射角制御装置」を設置していたにも関わらず、87年にタクシーへの被弾事故が起ったので、「同レンジ(10)においては50ミリ口径機関銃による訓練は行なわれないことになり、現在使用されていない」と明記されていたことが明らかになった。

在沖海兵隊は87年にM2・50ミリ口径重機関銃の訓練中止を決める際、流弾が「演習場外に落下することを避けることを完全には保証できない」との調査結果をまとめていたことも明らかになった。87年のタクシー被弾事件の最終調査報告によると「射角制御装置をしての射撃訓練であっても、50口径のM2およびM85重機関銃が跳弾で演習外に落下することを避けることは完全には保証できない」との結論に達したとしている。さらに、「安全が最も重要な配慮でなくてはならず、周辺住民としても不安を抱いていることに理解」を示し、「50口径M2およびM85重機関銃の射撃訓練は今後一切中止するとの決定を下した」としている。その後、M85重機関銃の射撃訓練は行

なわれてこなかったとみられる。しかし、水陸両用強襲揚陸車のM2重機関銃から実射訓練は危険を承知で行なわれてきたのではなからうか。

在沖海兵隊が、50口径重機関銃の訓練を一時中止しながら、日本側への報告なしに訓練を再開していたことで日本政府や県内の反発は強まっている。

名護市、県、国の対応

銃弾事件は、発生から1時間には市や県にも通報されて23日午後には担当者が現場の調査が開始した。山崎那覇防衛施設局長も現場に入り、関係者に謝罪するとともに、着弾した畑に他の銃弾がないか磁気探査も行なうことになった。

名護市議会および県議会米軍関係特別委員会は、翌24日に現地調査をおこなった。名護市議会は、24日午後軍事基地等対策特別委員会を開催し、25日午前に臨時議会を開催して「レンジ10」での実弾射撃訓練の廃止と基地の整理・縮小を求める意見書、抗議決議を全会一致で可決した。同日午後には外務省沖縄事務所や那覇防衛施設局、県、県議会、在沖総領事館などに抗議・要請行動を行なった。

県議会の米軍基地特別委員会は25日午前に開催された。銃弾事件の審議の後に意見書と抗議決議を採択し、早めの本会議開催を議長に求める予定であったが、当日の新聞報道で、ウォレス・グレッソン在沖四軍調整官が外務省の橋本沖繩大使に対し、畑から発見された銃弾を「古いもの」であるとの見解を示し、今回の訓練で使用されたものではないとの見解を示したことが大きく取り上げられたために、自民党の委員などから発見された銃弾の鑑定結果を見なければ抗議決議はできないとの意見が出たため、決議の採択は県警の鑑定結果も見ながら行なうことになった。8月5日に軍特委員会を開催し、抗議決議を本会議に提出する予定。

米軍の根拠のない「古い」銃弾説

25日の沖縄タイムス、琉球新報の朝刊が、在沖海兵隊外交政策部(G5)が撮影した新品の銃弾と発

見弾の比較写真による説明で発見された弾は古すぎると説明したことを大きく取り上げたために、記事を読んだ県民に銃弾事件への疑惑を生むものとなっている。

米軍が提供した写真では弾丸は古ぼけているが、前日24日の両紙に両紙のカメラマンが撮影して載せた写真は鮮明である。24日の写真と25日の写真を見ると同一のものとは思えない程違うのだが、同一のものを写したとすれば不鮮明な米軍提供の写真をもとにして米軍の一方的な見解を取り上げた両紙は、米軍のマスコミ操作に乗せられたとも言えるだろう。発見された弾丸は県警のもとにあり、米軍の判断の拠り所したのは米軍が提供した不鮮明な弾丸比較写真しかないのだから、鮮明な24日の両紙の写真が示すように根拠のないものなのである。

銃弾が2メートル近くに落ちた島袋哲男さんは、米軍側が「銃弾は古すぎる」と発言したことに「弾は飛んで来たんだ」「頭に来た。おかしいんじゃないかと言いたい」と憤っている。

米軍側の「古い銃弾」という見解に対して、国と県は、

農作業中の島袋さんの2メートル近くに土煙りを立てて着弾したものの認識を崩していない。米軍司令官や米軍責任者の誤解を招きかねない不意な発言の後、87年にレンジ10での50口径弾のM2およびM85重機関銃の射撃訓練を一切中止することが決定されたことが明らかになり、地域住民及び県民の米軍への怒りはますます大きくなっている。

今回の銃弾事件はレンジ10の閉鎖と実弾訓練の何らかの制限を日米合同委員会で決定しなければ決着しないだろう。(7月27日記)



広島・長崎反核平和使節団報告②

沢山の財産を残し、受けとった旅

湯浅一郎◆ピースリンク広島・呉・岩国

松林が目立ってきた。

駅舎の大きいのに驚いた。彫刻もこっている。駅前の公園には、コロンブスが新しい世界を開いたという趣旨のモニュメントがあり、白人の一方的な世界観が貫かれていることを痛感する。宿泊に着いてから、自由時間。事務局メンバーは、ワシントンでのスケジュールの決定のために、ジョン・スタインバックさんと会議。その後ホワイトハウスが近いということで、森

首都ワシントンへ

4月27日、車中からの風景は、広葉樹林が続く、平坦な地形で、新緑は日本と変わらなかつた。フィラデルフィアを過ぎた頃から、チェサピーク湾の北端に位置する河川域がいくつか見えた。海岸線は、自然のままの雰囲気である。ワシントンが近づいてきて、赤

瀧さん、沢田さんと散策した。

4・28、午前中、広島市本川小の生徒からお礼に贈られた絵画、書道などを収蔵している All Souls 教会に4人が訪問した。被爆後、この教会は、広島に対して文房具などを集めて贈るなどの支援活動をしており、そのお返しに、本川小の生徒からお礼の絵画などが送られてきた。それらの全てが、今も全く損傷することなく美術品のように保存されているというので感動的な出合となったようである。

僕は、初めてだったので、スミソニアン博物館の見学に行った。雨の中だったが、長崎の人たちと宇宙航空博物館を見学したあと、自然史博物館に行ってみた。前者では、ボディチェックを受けたが、後者では特に何もなかった。自然史博物館では、生命の歴史に関する展示を大雑把に見た。上野の科学博物館と比べながら当時の自然を目で見せる工夫が凝らされているのに驚いた。

午後1時、ホテルに全員が集合。まだ雨が降っていたが、とにかくデモンストレーション、座り込みをできる範囲でやることになった。徒歩15分ほどの McPherson Square に着いた頃には、雨も上がり、何とかかなりそうだ。ジョンさんら10人あまりが既に準備しており、エネルギー省まで現地との連帯行動としてのデモを始めた。

ホワイトハウス前をデモ

ジョンさんの持っているハンドマイクが、とても小さいのに驚いた。デモなんて余りやらないのだろうか。途中、ホワイトハウス前では、1981年から全てをなげうって、核兵器廃絶のために昼夜を問わず座り込みを続けるピシオットさんたちと交流。広島・長崎から被爆者を含めてやってきたと伝えると感激していた。

ここでは、合同で横断幕を揚げ、写真などを取り合った。ヨルダンから来たという若いカップルが近寄ってきて、「あなた方の行動に賛成だ」とひとしきり横断幕を持って、参加してくれた。

ホワイトハウス前の公園脇を南下し、約2.5kmにわたって、デモ。途中、高校生らしき集団の中から、「Remember Pearl Harbour」という声が聞こえたが、気になるほどのものではなかった。

終着地点であるエネルギー省前につき、ほっと一息ついていると、中から警察と警備員が何人も出てきて、主催者は誰かと問答になった。「写真を撮るな」「上司からの判断が出るまで、ここを動くな」と高飛車だ。確かに、敷地の中に入るかどうかのきわどい場所まで行ったのかもしれないが、さすが核兵器開発の予算を計上しているエネルギー省だけに警備は厳しい。30分ほど待たされて「早く解散しろ」と言うことになったが、このままでは気がすまないと、敷地境界から少し移動し、「エネルギー省」と書かれた石碑の前の歩道で、しばらく座り込みを行った。呉でつくった横断幕は、2枚とも大活躍だった。

夜は、近くの Stephens Church で平和活動家等との交流、公開フォーラムに参加した。まず用意された食事を囲みながら、使節団と市民との交流が行われた。僕が、使節団からの挨拶として使節団の趣旨や目的を説明した。そのあと教会に移り、幻想的な音楽やスピーチをしあった。緩急車雲助という芸名をもつ広島の久保さんは、「黒い弁当箱」の講談を披露。あらかじめ配った英文の脚本のページを示しながら、日本語での講談は熱が入り、大きな反響を得た。森口さん（長崎）は、長崎の被爆についての証言と、核兵器の廃絶を求める強い意志を強調した。終了したのは、10時を過ぎていた。

ロビー活動

核廃絶を支持する議員はいるが…

4・29は、二班に分かれて、終日、民主党の5人の上院、下院議員へのロビー活動を行った。

私たちが作成したA4、6ページの「共に生きる道を探りたい」と題した基本文書と、ピースデボが中心となって作成した「核軍縮：日本の成績表」を持って回った。これは、広島・長崎の立場からブッシュ政権の核軍事政策の変更を求めるという訪米の柱の一つである。基本文書は、それなりの思い入れのある文書で、何回かの勉強会の末できたものだ。「9.11の悲劇と衝撃」、「広島・長崎から来た私たち」、「共に生きる道を開きアメリカの核戦略の変更を」そして「共に生きる道を探りたい」の4章で構成されている。核兵器廃絶の先頭に立つクシニッチ議員のスタッフであ

るアルン・アイバトウリさんは、「思いとして核兵器はいらないと思っている議員は40-50人はいる。ただ正直に表明するのは、皆恐いと思っている面もある」と語った。核兵器問題に関する国際会議も頻繁に開いており、そうした場に、広島・長崎から是非出席してほしいとの要請も受けた。

対テロの戦争政策にただ一人反対を貫いたバーバラ・リーさんの事務所では、議員は、地元に戻ってはいなかったが、スタッフとじっくり話すことができた。被爆者が証言するとスタッフ達は熱心にメモを取っており、やはり原爆被害の当事者が、議員に直接話しをすることの意義が感じられ、被爆証言を、これらの議会関係者を対象に組織的に行うことができないかと強く思った。会うことができたスタッフ達は、こぞって、「唯一被爆の経験を持つ皆さんが、世界の動向に影響を持つアメリカで核兵器の悲惨さと非合理を積極的に話してほしい」との思いを語ってくれた。

日本大使館への申し入れ

率直な議論

その後、僕らの班は、15:30日本大使館の山本書記官を訪問した。ブッシュ宛、ワシントン市長宛の使節団及び広島市長からの文書を託すためである。これは、ニューヨークで国連日本代表部を訪れたとき、ブッシュ政権の担当者に要請したいとの話しをしたところ、日本大使館経由で申し入れをするのが、一つの手であることを教えてもらった。そして、とにかく日本大使館へ行ったらいいと言うことで、電話で連絡を取ってくれると言う約束をした。それを背景として朝、日本大使館に電話を入れた所、山本書記官が快く来てくれと言うことになったものである。

ここも、ボディチェックが厳しかったが、話しはスムーズで、ブッシュ政権、ワシントン市長への要請書やアピールの伝達は必ず実行してくれることを約してくれた。しかも、当初の30分ですます予定が、90分近くになった。広島・長崎の資料を大使館に常設してほしい旨要請したところ、後日連絡があり、是非贈ってほしいとの連絡もあった。核兵器廃絶を進めるためにも、アメリカの核の傘に依存する日本の核政策をそろそろ変えたらどうかとの議論では、かなりの距離

はあったが、率直に議論ができたことは、予想外のことだった。また訪米する折りは、事前に連絡してほしいとの話しも受けた。

アメリカン大学

公開講座は全米に放映

夜は、アメリカン大学での公開講座に参加した。以前、スミソニアン博物館での原爆展が中止になったとき、その受け入れを実現してくれた大学である。テーマは、「核戦争の過去と未来」、副題が「アメリカは1945年に核兵器を使い、今また、使おうとしているのか?」である。まさにブッシュ政権の核政策を真っ向から批判する内容である。

参加者は、期末試験中という事もあり、訪米団を交えても、やっと50人足らず。しかも、全て早口の英語で、訪米団の半分は、何のこともやらからないまま、2時間にわたり、聞かされることとなった。しかし、全てがC-SPANという全国ネットが全米に放送し続けたというのである。

発言者は、ユージン・キャロル元海軍少将、ピーター・カズニック（アメリカン大学教授）などそうそうたるメンバーで、日本側は訪米団から3人。村上さん・森口さんが被爆者としての話しをした。嘉指さん（神戸大教授）は、ニューヨークで出会った「ピースフル・トゥモローズ」の存在と活動について、また日本から用意してきたメッセージを紹介し、更に湾岸戦争における劣化ウラン弾による被害を提示することなどを話した。全米に放映されたことは、思いがけず、大きな反響をもたらしたようで、その後行ったアトランタでは、様々な反響があった。

アトランタ

4月30日、朝、リーパーさんが用意してくれたバンに分乗し、ハイウエーを通過して郊外の空港に行き、11時の飛行機で最後の訪問地アトランタに向かった。ニューヨークでの9.11遺族との交流、ワシントンでのデモや国会議員へのロビー活動など、主だったことは終え、後は、学校や市民との交流を主な目的とした訪問としてアトランタは位置づけられていた。実際、

そういう面もあったが、それはそれなりに様々な問題も生じた。

到着後、すぐにアトランタを本拠地とするCNNテレビ局の見学ツアー。そこから宿舎となる日本山妙法寺アトランタ道場へ。ここでは大変手厚い歓待を受け、本当に心休まった。いい加減、アメリカの大雑把な食事に飽きてきていたこともあり、ここで用意された日本食は、団員一人一人にとってオアシスそのものだった。月並みだが、味噌汁、おにぎりは実にうまかった。その日の夕刻から、アトランタでの行動の打ち合わせ。特に、5月1日は、3つのコースに分かれて、学校訪問などをするようになっており、細かく分担やスケジュールを調整することで頭を痛めていた。

高校での証言拒否も

2時間近くかけて、ほぼスケジュールが確定したその時、電話がかかってきた。訪問予定の一つの高校、タワーズ・ハイスクールが、教育委員会からの横やりで、訪問を取りやめるといふ一方的な連絡が入ったのである。色々議論したあげくに、ほぼ方針が決まった瞬間ただけに、私たちの落胆は大きかった。「どうなってるの？」という思いと、どう対処するかで、再び議論が始まった。

ある部分は、「不当な介入であり、教育委員会に抗議しよう」とか、「これにより、観光で来ているのに、実質証言などの活動をしていることがわかり、訪米団が退去されると言うことになるかもしれないので、おとなしくすべし」などと、様々な意見が出され、ケンケンガクガクの議論が続いた。とにかく事の真相が見えないので、もう少し状況を把握すること、特に肝心なことは、高校生を中心とした学校との交流に目的があるので、下校時にでも訪問し、折り鶴を手渡すことを通じて実質的な交流をする試みが大切だと言うことに落ちついた。

その線で、スケジュールを組み直して方針が決まったのは、9時を過ぎていた。この時は、団員全員が、興奮し、さて、明日はどのようになるのかという不安を持ったまま就寝した。

午前中は、子供向けテレビ番組の収録に行くグループと、別の高校などを訪問し、被爆証言するグループ

の二手に分かれた。僕は、テレビ局の方に参加したが、森滝さんとリーパーさんが出演し、山岡さんと山川さんが、会場から被爆証言を行った。公立学校の授業で使うネットワークのようで、参加した子どもたちは、皆、正装し、質問を用意しているらしく活発に手を挙げていた。別のグループは、どこの学校でも大歓迎を受け、生徒や先生からとても好評であったと聞いている。

午後は、カーターセンター訪問。カーター元大統領の仕事の世界の平和運動のために活かしていこうと言う趣旨でつくられているもので、スタッフもかなりいるし、半分博物館でもある立派なセンターであった。センターの仕事を知ると共に、こちらからは、使節団の訪問の趣旨や広島・長崎からの声を届ける交流の集いがもたれた。

高校生に折鶴を 思いがけぬ交流が実現

午後4時過ぎ、モアハウス大学ガンジー研究所を訪問するものと、タワーズ高校へ行き、生徒と交流するグループとに分かれた。僕は、タワーズ高校へ行った。20台ほどのスクールバスが門の前にずらりと並び、生徒は次々とバスに乗ろうとしていた。これでは、交流ができないと、僕らは、芝生の中に入り、門へと近づいた。一人の警官が中に入ってはダメだと規制してきて、結局、敷地から排除され、歩道で生徒を待つこととなった。

車で登校している生徒が来るので、私たち10人のメンバーは、思い思いに折り鶴を一つ一つにして、「ペーパー・クレイン」と言いながら手渡し、広島・長崎から来たことを伝え、片言で話しかけた。僕は、長崎原爆遺族会の下平会長のそばにいたので、彼女の体験を説明する手伝いをした。

彼女は、被爆した当時の自分の通っていた小学校の写真パネルを持っていて、これを見ながら話をすると、生徒たちは、熱心に聞き入った。いくつもの輪ができる内に、「原爆の話を知りたい」との要請があり、芝生の上で立っての青空教室が始まった。講師は、下平さん。そのうち、校舎の前で見ていた先生たちが、何人かずつ、最終的に8人ほどの先生も出てきてくれ、

意見を交換することもできた。生徒たちが用意したカードやメッセージの入った段ボール箱2箱を持ってきてくれた。それには、「戦争ではなく、愛を」などの歓迎の言葉がつけられていた。青空教室が終わったのは、6時を過ぎていた。有に2時間にわたって、実質的な交流をすることができた。校舎の中に入ることができなかったことは残念だが、考えようによっては、学校全体の生徒に、なにやら広島・長崎から被爆者を初めとした市民が来て、核兵器のない社会を作ろうと訴えていることを伝えることはできたのではないかと。この様子は、アトランタの地元紙にも、大きく取り上げられた。

その夜、道場では、地元の市民グループが歓迎の夕食会をしてくれた。タワーズ高校の受け入れを担当してくれた担任の先生も参加してくれ、一時はどうなることやらと懸念していたことが、うまく運んだので、皆大いに盛り上がった。

5月2日、行動日としては最後の日である。午前中は、ガンジー研究所が案内してくれて、ガンジー像の前での歓迎の集い、キング牧師の生家・墓地の見学、そしてキングセンター見学などと続いた。黒人解放運動の大変な歴史を写真パネルなどで感じる事ができた。昼は、ガンジー研究所のはからいでインド料理を食べ、アトランタ市長の表敬訪問と続いた。4時から夕方までは、ダウントウンでの買い物など、街を歩いた。レーチェルカーソンの「Silent Spring」を購入した。

夜更けまで交流はつづく

夕方7時から、Druid Hills Methodist 教会での最後の取り組みである市民との対話集いに臨んだ。会場にはたくさんの市民が集まり、まずリーパーさんが原爆スライドを上映し、森滝さん、川崎さん、山川さんがそれぞれの立場から、訪米団の想いを語った。

この後の質疑が思いもよらず沢山出て、なかなか終わらなかった。核兵器問題にとどまらず、日本の軍事の問題にまで話が及び、僕も、日本語だったが、日本の軍事力の現状と、私たちの取り組みについてかなり時間をとって話すこととなった。終わったのは10時を過ぎ、かつそこかしこで、個人的な話が続いた。教

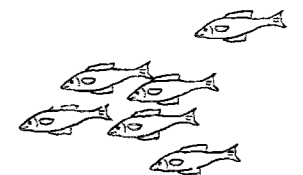
会を出たのは11時に近かった。それから打ち上げの場を探したから大変。結局、店で食べ物を買って帰る。すると道場の方で気を使ってくれていて、なにやら打ち上げの準備がされていた。大変申し訳ない気持ちになったが、ここは甘えて、和尚人様と話ができて良かった。

5月3日、広島・長崎のメンバー20人の旅は最後の日を迎えた。アトランタからデトロイトへ行き、そこから関西空港行きの飛行機に乗った。5月4日、午後4時すぎ。無事到着。

こういう旅は常にそうなのかもしれないが、終わってみると短い、一つ一つのことを思い出していくとやはり長かった。個々の場面を振り返ると、言うに言われぬ困難や冷や汗のものが沢山あった。しかし、全体としては、当初想定していた取り組みはほとんど行うことができたのではないかと。これはひとえに、アメリカ現地で、事前に現地の市民運動家や専門家と連絡を取り、スケジュールの調整に奔走していただいたステーブ・リーパー夫妻の尽力によるところが大きい。改めて感謝したい。また、ピースフル・トゥモローズを初め、日本山妙法寺アトランタ道場、ニューヨークの仏寺、ワシントンのジョン・スタインベック夫妻など、数々の人々の協力も心強かった。

そして何よりうれしいのは、後日、リーパーさんが、「この使節団の訪問によって、僕はアトランタでちょっとした有名人になった。その後、原爆展の話など、具体的に動くために、大きな財産をもらうことができた」と語っていることだ。

8月6日のヒロシマ国際対話の夕べには、ニューヨークで出会ったピースフル・トゥモローズの一人、リタ・ラザールさんが参加してくれることになっている。文字通り、春の日本からの訪米使節団の行動を出発点として、広島・長崎と9.11遺族との交流が始まっている。



会計報告
(02. 6. 30~02. 7. 23)

【収入】

○前期からの繰越	300,482
○当期の収入	34,000
会費収入	33,000
(内訳) 維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	5,000
通信会員	28,000
カンパ収入	1,000
運動収入	0
資料収入	0
預金利子	0

【支出】

●当期の支出	80,012
電話・fax代	0
郵送費	35,636
文具・備品	4,156
印刷・コピー代	0
振込等手数料	260
分租金	36,000
雑費	3,960

●時期への繰越 254,470

原子力艦 入港情報

#132

2002.6.28~8.7

L=ロサンゼルス級原子力潜水艦

【横須賀】

◆ 7月2日	10:40	原潜ツーンソン(L)入港
◇ 7月5日	10:25	原潜ラホヤ(L)出港
◆ 7月17日	10:01	原潜コロンプス(L)入港
◇ 7月22日	10:45	原潜ツーンソン(L)出港
◆ 7月22日	14:05	原潜シャルロット(L)入港
◇ 7月27日	09:57	原潜シャルロット(L)出港
◇ 7月27日	12:05	原潜コロンプス(L)出港

横須賀当期計(うち原潜): 3(3)

【佐世保】

◆ 7月25日	10:04	原潜ツーンソン(L)入港
◇ 7月29日	13:58	原潜ツーンソン(L)出港
◆ 8月1日	09:00	原潜シャルロット(L)入港
◇ 同日	09:31	原潜シャルロット(L)出港

佐世保当期計(うち原潜) 2(2)

【沖縄(ホワイトビーチ)】

◆ 6月27日	17:36	原潜ツーンソン(L)入港
◇ 同日	17:49	原潜ツーンソン(L)出港
◆ 7月17日	07:42	原潜シャルロット(L)入港
◇ 同日	07:56	原潜シャルロット(L)出港

沖縄当期計(うち原潜) 2(2)

●2002年1月1日から9月7日までの各地の原子力艦入港数/
()内は原子力潜水艦

横須賀	10(10)
佐世保	11(11)
沖縄	13(13)
合計	34(34)

会費とカンパの お願い

●キャッチピースをいつも応援してくださり、ありがとうございます。皆様を支えられて今年も八月を迎えることができました。昨年の九月に事務所を閉鎖して経費節減につとめて来た結果、「会計報告」にありますように、財政的にはゆとりを持って活動をつづけることができている。しかし、本当はもう一度事務所を持つ夢もすてていません。そのために、節約を重ねて、財政基盤の確立につとめていきたいと考えています。

●今号では、会費のお支払いの状況をお知らせし

ています。宛名シールに記載があります。七月末現在の記録をもとにしています。入れ違いにご送金いただいている場合には、お許しください。

●「高齢で年金生活のため、これでおしまいにしてください」という通知を何人かの方からいただきました。尊敬する横浜の石谷行さんのように、この一年で亡くなったかたもいらっしやいます。たくさんの、運動の、そして人生の先輩たちの支えに心から感謝しながら、希望をはぐくむ仕事をつづけていきます。

どうかよろしくお
願いいたします。

(編集部一同)



月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会 連絡先●223-0065 横浜市港北区高田東 3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 e-mail●tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替口座●00160-136148「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)